

平成 22 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書

(東日本大震災に係る統計データの提供等の「取り組むべき統計整備等の方向性」の抜粋)

2 重要検討事項の審議結果

(1) 新たな課題への対応

東日本大震災に係る統計データの提供等

ウ 取り組むべき統計整備等の方向性

) 被災に係る情報提供等

全国を対象とする基幹統計調査等については、調査対象地域の一部を除外するなど特別の取扱いをした場合、被災地の状況を踏まえて可能な限り補完的、補足的な調査や推計を行うなどの措置を講ずる必要がある。また、特別の取扱いやこれらの措置に関する情報については、全国集計値の時系列データの分析等において利用者の誤解を招かないよう、適切に公表・保存する必要がある。

さらに、被災地においては、公的統計調査以外にも行政機関等による様々な報告の徴集や民間のシンクタンク等による調査が行われており、これらの報告や調査（以下「行政記録情報等」という。）によって得られたデータは、補完的、補足的な調査や推計の実施に際し、必要に応じて有効に活用すべきものである。例えば、被災地における雇用などの実情を把握するための統計の作成に当たっては、行政記録情報等の活用の可能性について、その保有機関の協力を得ながら検討する必要がある。

なお、被災地における統計調査結果を用いて加工統計を作成する場合には、推計精度を向上させるための工夫を引き続き行うことも必要である。

) 統計調査実施に係る承認手続

東日本大震災により被災した地域がいまだ復興の途上にあることを踏まえ、震災に起因すると判断される基幹統計調査の一部変更や、その後の復旧の状況について、統計委員会は引き続き総務省政策統括官（統計基準担当）に対し、処理結果の報告を行うよう求める。